

受験上の注意事項 (専攻科学力入試)

和歌山工業高等専門学校

1. マスクを着用している場合、写真票の照合時等、試験監督が指示した場合は、マスクを外してください。
2. 自分の受験番号の席に着席後、受験票は、机の上の受験番号札の下に並べて置いてください。また、受験票は、検査終了後退室する時には、机の上に置いたままにせず必ず身に付けて出てください。
3. 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末（スマートウォッチやスマートグラス等）、タブレット端末等を使用することはできません。これらを時計として使用することもできませんので、受付時にお預かりします。検査開始後、これらの所持を見かけますと、不正行為とみなし、失格となります。これらは、全ての検査終了後に返却しますので、忘れず受領してください。
4. 試験監督者が入室したら、机の上に置くことができる物品以外はカバン等にしまってください。カバン等の持ち物は、チャック等を必ず閉めて、まとめて椅子の下（または試験監督者が指示する場所）に置いてください。
5. 検査中は、黒鉛筆・シャープペンシル・鉛筆削り・消しゴム・受験票・時計・予め試験に持ち込みができるとお知らせしている物品以外のものは机の上に置かないでください。シャープペンシルの芯は必要な本数をあらかじめシャープペンシルの中に入れておいてください。また、計算機能や翻訳機能、通信機能が付いている時計及び秒針の動作音など、音のする時計は使用禁止です。アラーム付き時計は検査中に音が出ないようにしておいてください。
6. 検査中に、着信音、アラーム音、マナーモードの振動音が鳴った場合は、了承を得ずにカバン等を検査室の外に持ち出すことがあります。検査室の外に持ち出したカバン等は、入試本部でお預かりし、検査終了後に返却します。
7. 検査開始・終了は、試験監督者が指示します。試験監督者の合図で解答を始めてください。検査開始の合図があるまでは、筆記用具を持ってはいけません。試験監督者から検査終了の合図があったら筆記用具を必ず置いて解答を終了してください。
8. 検査開始後、問題用紙を調べて、何か変わったことがあれば試験監督者に申し出てください。
9. 検査開始後は、体調不良、トイレ等の緊急を要する場合以外は退室できません。体の具合が悪くなったり、トイレに行きたくなったり、緊急を要する場合は、手を挙げて申し出てください。
10. 検査中にハンカチやティッシュペーパーを使用したいときは、試験監督者に申し出てください。実物を確認の上、検査中の使用を許可しますので、無地のもの（文字等が記載されていないもの）を持参してください。
11. 検査中の私語は一切禁止します。質問がある人は黙って手を挙げてください。また、カバンを開けたり、横を見たりする等、疑わしい行動をしてはいけません。不正行為をした場合は、ただちに退室させます。その後の検査は受けられません。
12. 検査中に時間を知りたい時は、手を上げて試験監督者にお尋ねください。なお、検査終了10分前には試験監督者が「あと10分である」ことをお知らせします。
13. 検査室の机の中には何も入れないでください。

14. ①次のことをすると不正行為となります。

ア) 受験票・写真票、解答用紙へ故意に虚偽の記入（受験票・写真票に本人以外の写真を使用することや解答用紙に本人以外の氏名・受験番号を記入するなど。）をすること。

イ) カンニング（試験の教科に関係するメモやコピーなどを机上等に置いたり見たりすること、教科書、参考書、辞書等の書籍類の内容を見ること、他の受験者の答案等を見ること、他の人から答えを教わることなど。）をすること。

ウ) 他の受験者に答えを教えたりカンニングの手助けをすること。

エ) 配付された問題冊子を、その試験時間が終了する前に検査室から持ち出すこと。

オ) 解答用紙を検査室から持ち出すこと。

カ) 「解答はじめ。」の指示の前に、問題冊子を開いたり解答を始めること。

キ) 検査時間中に、定規（定規の機能を備えた鉛筆等を含む。）、コンパス、電卓、そろばん、グラフ用紙等の補助具を使用すること。

ク) 検査時間中に、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末（スマートウォッチやスマートグラス等）、タブレット端末、電子辞書、ICレコーダー、イヤホン、音楽プレーヤー等の電子機器類※を使用すること。

※イヤホンについては、耳に装着していれば使用しているものとします。（検査時間中、病気・負傷や障害等により補聴器を使用したい場合は、事前に合理的配慮の申請が必要です。）

ケ) 「解答止め。筆記用具を置いてください。」の指示に従わず、筆記用具を持っていたり解答を続けること。

②上記以外にも、次のことをすると不正行為となることがあります。

ア) 検査時間中に、定規（定規の機能を備えた鉛筆等を含む。）、コンパス、電卓、そろばん、グラフ用紙等の補助具や携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末（スマートウォッチやスマートグラス等）、タブレット端末、電子辞書、ICレコーダー、イヤホン、音楽プレーヤー等の電子機器類、教科書、参考書、辞書等の書籍類をカバン等にしまわず、身に付けていたり手に持っていること。

イ) 検査時間中に携帯電話や時計等の音（着信・アラーム・振動音など。）を長時間鳴らすなど、検査の進行に影響を与えること。

ウ) 検査に関することについて、自身や他の受験者が有利になるような虚偽の申出をすること。

エ) 試験場において他の受験者の迷惑となる行為をすること。

オ) 試験場において監督者等の指示に従わないこと。

カ) その他、検査の公平性を損なうおそれのある行為をすること。

以 上